国土地理院
Geospatial Information Authority of Japan

事業者等の皆様へ お知らせ
発注者綱紀保持に御協力願います

国土地理院では、関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう、発注事務に係る綱紀保持に努めています。
事業者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

◆ 事業者等との応接方法（規程第5条）
原則として受付カウンター等**オープンな場所で複数の職員により対応**しています。

◆ 事業者等からの働きかけの対応（規程第12条）
事業者等から**不当な働きかけを受けたときは、記録・公表**されます。

◆ 執務環境の整備（規程第13条）
秘密漏えいの防止を図るため、**執務室への自由な出入りが制限**されています。

＜執務環境の整備等の事例＞

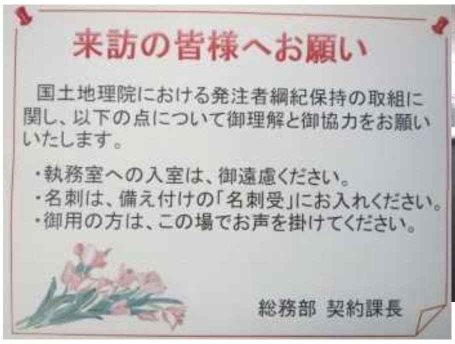

来訪の皆様へお願い

国土地理院における発注者綱紀保持の取組に関し、以下の点について御理解と御協力をお願いいたします。

・執務室への入室は、御遠慮ください。
・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。
・御用の方は、この場でお声を掛けてください。

総務部 契約課長

入室制限の掲示

打合せスペース（オープンな場所）

詳しくは、国土地理院ホームページの「**発注者綱紀保持**」をご覧ください。
https://www.gsi.go.jp/soumu/tyuui.htm

※職員による入札等に関する不当な行為を確認した場合は、下記担当者まで連絡をお願いします。

〒305-0811　茨城県つくば市北郷１番
TEL　029-864-1111（内2127）
（担当　国土地理院 適正業務管理官）

職員への不当な働きかけは、禁止されています

不当な働きかけ とは、

- 予定価格を聞き出す行為
- 入札参加者を聞き出す行為
- 技術評価点を聞き出す行為
- 非公開情報を聞き出す行為

以下のような個別の発注事務に関する要求行為

（国土地理院発注者綱紀保持規程 第2条第6項第1～5号）

◆ **事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為**（第1号）
例）分割発注や予定価格の引き下げ、競争参加資格要件等に便宜を図るよう要求

◆ **事業者等の受注又は非受注に関する要求行為**（第2号）
例）特定の事業者等と契約するよう強要したり、随意契約できるよう分割発注等を要求

◆ **非公表又は公表前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為**（第3号）
例）予定価格や調査基準価格を教えるよう、推測できる金額をほのめかすよう要求

◆ **入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為**（第4号）
例）入札参加者名、参加者数、JVの組み合わせ等を教えるよう要求

◆ **前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為**（第5号）
例）秘密とされている情報や資料を特定の事業者等に対して漏えいするよう要求
変更協議において、不当な便宜を図るよう要求
監督、検査、評定等において事業者等に有利な結果とするよう要求

上記の様な行為は「不当な働きかけ」とみなされ、応じることはできません

不当な働きかけは、記録・公表されます

（国土地理院発注者綱紀保持規程）
https://www.gsi.go.jp/common/000216395.pdf